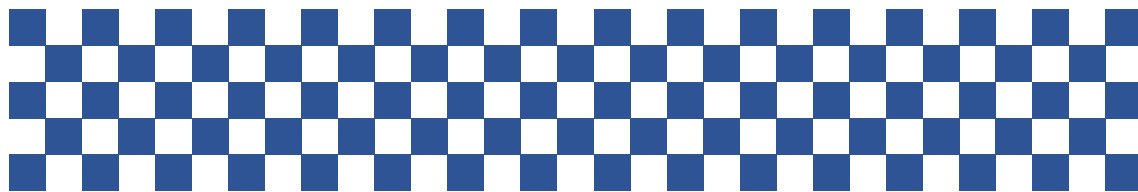


自 工 会

行 動 規 範

令和2年10月1日施行

一般社団法人日本自動車工業会



はじめに

自工会(以下、当会といいます。)は、新たな価値を創造するモビリティ社会の実現、及び戦略産業としての更なる進化に向けて取り組んでいます。

私たちは、その実現に向け、またお客様、お取引先、社会など全てのステークホルダーからの信頼をより確かなものにするために、この行動規範に従い、行動します。

構成・対象

第一部 自工会事業活動における行動規範

理事、当会事業活動に携わる委員会(部会、分科会等を含みます。)の委員及び事務局職員(契約・派遣職員、パート・アルバイト等も含みます。)を対象として、実践すべき規範を定めています。

第二部 事務局の行動規範

第一部に加え、常勤理事及び事務局職員(以下、あわせて事務局役職員といいます。)を対象として、実践すべき規範を定めています。

第三部 違反発見時の行動規範

自工会事業活動又は事務局において違反行為を発見したときの規範を定めています。

この行動規範では、理事、当会事業活動に携わる委員会の委員及び事務局職員を総称して「私たち」といいます。

目次

第一部 自工会事業活動における行動規範

1	お客様とともに	4
	(1)品質の安全性の確保	
	(2)適切な情報の提供	
2	自工会とともに	4
	(1)人権の尊重	
	(2)ダイバーシティの推進	
	(3)法令遵守	
	(4)利益相反	
3	お取引先とともに	5
	(1)公正で健全な取引	
4	社会とともに	5
	(1)持続可能な社会の実現	
	(2)適時・適切な情報開示・発信	
	(3)交通安全	
	(4)環境保護	
	(5)社会貢献	
	(6)政治・行政との健全な関係	
	(7)反社会的勢力との関係遮断	

第二部 事務局の行動規範

5	職場とともに	7
	(1)円滑なコミュニケーション	
	(2)安全衛生の確保	
	(3)良識ある誠実な行動	
	(4)能力向上	
	(5)情報管理	
	(6)資産管理	

第三部 違反発見時の行動規範

6	相談・通報	8
	(1)違反発見時の対応	

1 お客様とともに

|| (1) 品質と安全性の確保

私たちは、商品及びサービスについて、十分な品質と安全性を確保するよう最善を尽くします。

|| (2) 適切な情報の提供

私たちは、商品及びサービスについて、正確で誤解を与えることのない情報提供に努めます。

2 自工会とともに

|| (1) 人権の尊重

私たちは、人種・宗教・性別・年齢・国籍・障害など個人の属性による差別や、あらゆる種別のハラスメントを、一切行いません。

|| (2) ダイバーシティの推進

私たちは、多様な価値観や視点、多彩な個性を尊重し、新しい価値の創造に努めます。

|| (3) 法令遵守

私たちは、法令及び当会諸規則を遵守します。

私たちは、競争法(独占禁止法)を遵守し、公正取引委員会が定めるガイドラインに従います。

|| (4) 利益相反

私たちは、自己又は第三者の利益を図る行為をしません。

3 お取引先とともに

|| (1) 公正で健全な取引

私たちは、お取引先と公正で健全な取引を行い、相互の理解と信頼を築くことを目指します。

自工会事業の取引に直接携わる事務局役職員は、取引に関する法令及びお取引先との契約条件を遵守し、自己の職位や権限を利用して、お取引先に不当な利益や便宜を要求しません。また、お取引先との間で、社会通念の範囲を越えて金品や接待を受領/提供しません。

4 社会とともに

|| (1) 持続可能な社会の実現

私たちは、社会課題への対応を強化し、持続可能な経済・モビリティ社会の実現に向けて、不断の努力をします。

|| (2) 適時・適切な情報開示・発信

私たちは、お客様、お取引先、地域・国際社会など様々なステークホルダーとオープンで公正なコミュニケーションを図るため、適時・適切な情報の開示と発信に努めます。

|| (3) 交通安全

私たちは、安心・安全な交通社会の実現を目指します。

事務局役職員は、自動車産業に携わる者であるとの自覚を持ち、交通ルールを遵守し、他の模範となる運転を心掛け、交通安全を推進します。

|| (4) 環境保護

私たちは、環境保護に関する法令を遵守し、再利用・リサイクル・省資源・省エネルギーを推進し環境負荷の低減に努めます。

|| (5) 社会貢献

私たちは、地域社会・国際社会から期待される役割を果たすように努めます。

|| (6) 政治・行政との健全な関係

私たちは、法令を遵守し、国内外を問わず政治・行政と健全な関係を保ちます。

|| (7) 反社会的勢力との関係遮断

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を、一切遮断します。

事務局役職員が、万が一不当な要求を受けた場合は、直ちに担当部門に報告・相談し、関係機関と連携して解決を図るよう努めます。

5 職場とともに

|| (1) 円滑なコミュニケーション

事務局役職員は、お互いに信頼して協力し合い、職場の円滑なコミュニケーションに努めます。

|| (2) 安全衛生の維持

事務局役職員は、安全衛生に関する法令を遵守し、安全で衛生的な職場環境の維持と災害の防止に努めます。

|| (3) 良識ある誠実な行動

事務局役職員は、社会からの信頼をより高めるために、良識に従い、倫理的かつ節度を持って誠実に職務を遂行します。

|| (4) 能力向上

事務局役職員は、自己研鑽に励み、自らの能力を最大限に発揮して職務を遂行するよう最善を尽くします。

|| (5) 情報管理

事務局役職員は、当会にある秘密情報や個人情報など全ての情報資産を法令・当会諸規程に従い適切に保有・管理するとともに、インサイダー取引など情報の不正利用をしません。

|| (6) 資産管理

事務局役職員は、当会の有形・無形の資産を適切に取り扱い、当会の事業目的の範囲で使用します。また、資産の価値を毀損する行為をしません。

第三部

違反発見時の行動規範

6 相談・通報

|| (1) 違反発見時の対応

私たちは、法令・当会諸規程及び行動規範に違反する行為又は違反のおそれがある行為を知ったときは、通報・相談窓口(事務局役職員は所属長でも構いません。)に報告・相談し、是正に努めます。